

「経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令案」に対する意見公募手続の結果について

令和8年4月27日
経済産業省
大臣官房産業保安・安全グループ
製品安全課

「経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令案」について意見公募手続を実施しました。

お寄せいただいた御意見に対する考え方を、別紙のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。なお、行政手続法第43条第2項の規定に基づき、提出意見は整理又は要約しています。

今回御意見をお寄せいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

また、本件につきましては、パブリックコメントに付した案に一部修正を加え、別添の通り当該案の一部変更を行うこととしております。

1. 実施期間等

(1) 意見募集期間

令和8年2月24日（火）～令和8年3月25日（水）

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」ホームページの掲載等により周知を図り、e-Gov、郵送又は電子メールにより御意見を募集。

2. 提出意見の総数等

- (1) 提出意見数：5件
- (2) 提出意見の概要及びそれに対する考え方：「3. 提出意見の概要及びそれに対する考え方」のとおり
- (3) 意見募集を実施した際からの変更点：下記の網掛け部分について技術的な修正を加えております。

・新旧対照表部分

改正後		改正前	
別表第1 (第3条第1項、第5条、第14条第1項関係)		別表第1 (第3条第1項、第5条、第14条第1項関係)	
特定製品の区分	技術上の基準	特定製品の区分	技術上の基準
1. [略]	[略]	1. [略]	[略]
2. 乗車用ヘルメット	<p>1 [略]</p> <p>2</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 帽体及び衝撃吸収ライナーの保護範囲は、日本産業規格T8133(2026)乗車用ヘルメット6.2b)に適合すること。ただし、<u>自動二輪車(総排気量0.125リットル以下のもの又は定格出力1.00キロワット以下のものに限る。)</u>又は<u>原動機付自転車</u>を対象とするハーフ形又はスリークォーターズ形のヘルメット(以下「原付等用ヘルメット」という。)にあつては、日本産業規格T8133(2026)乗車用ヘルメット6.2a)に適合すること。</p>	<p>2. 乗車用ヘルメット</p> <p>1 [略]</p> <p>2</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 帽体及び<u>衝撃吸収ライナ</u>の保護範囲は、日本産業規格T8133(2015)乗車用ヘルメット6.2b)に適合すること。ただし、<u>原動機付自転車又は総排気量0.125リットル以下の自動二輪車</u>を対象とするハーフ形又はスリークォーターズ形のヘルメット(以下「原付等用ヘルメット」という。)にあつては、日本産業規格T8133(2015)乗車用ヘルメット6.2a)に適合すること。</p>	

	<p>(3) [略]</p> <p>3</p> <p>(1) ~ (3) [略]</p> <p>(4) ヘルメットは、帽体、<u>衝撃吸収ライナー</u>及び保持装置を備えていること。</p> <p>なお、保持装置にはチンカップを取り付けてはならない。</p> <p>(5) [略]</p> <p>4 ~ 9 [略]</p>		<p>(3) [略]</p> <p>3</p> <p>(1) ~ (3) [略]</p> <p>(4) ヘルメットは、帽体、<u>衝撃吸収ライナ</u>及び保持装置を備えていること。</p> <p>なお、保持装置にはチンカップを取り付けてはならない。</p> <p>(5) [略]</p> <p>4 ~ 9 [略]</p>
--	--	--	---

・附則部分

附 則

この省令は、消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令（令和●年政令第●号）の施行の日（令和●年●月●日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一第二号及び第三号、別表第二第二号並びに別表第二の二第二号の規定 公布の日
- 二 第四十条第一項の改正規定 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）

3. 提出意見の概要及びそれに対する考え方

番号	提出意見	提出意見に対する考え方
1	<p>・制定文につき、「・・・の規定に基づき、並びに・・・の施行に伴い、・・・省令を次のように定める。」という構文となっているが、このような例はあるのか。通常は「・・・の施行に伴い、並びに・・・の規定に基づき（、並びに・・・を実施するため）、・・・省令を次のように定める。」の順序であると思われるため、順序を見直すべきではないか。</p> <p>・制定文につき、「消費者生活製品安全法（・・・）及び消費生活用製品安全法施行令（・・・）の規定に基づき」とあるが、具体的な規定を摘示すべきではないか。なお、該当があるのは「消費者生活製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三条第一項、第六条、第十一条第二項、第十二条の二第二項及び第十三条第一項」と思料される。ところ、そもそも消費生活用製品安全法施行令を委任根拠として改正している規定が素人目には見当たらないため、根拠があるのであればわかりやすさの観点からもやはり摘示するのが適切ではないか。</p> <p>・別表第一14. 乳幼児用ベッドガードの項の技術上の基準欄5について「乳幼児の衣服のひも等が引っ掛かりにくい構造を有すること。」と規定しているが、「ひも等」の「等」が何を指し示しているかわからないため定義すべきではないか。なお、同欄3では「乳児の指が挟まれにくい構造を有すること。」とされており、指に限らず、例えば、耳が挟まれにくい必要性をあると思われる。ところ、構造として指が挟まれにくければ他の身体の部位も挟まれにくいことから逐一規定はしていないものと思料され、同様に、基準欄5についてもひもが引っ掛かりにくければそれに類する衣服のひも状の部分等についても引っ掛かりにくい構造であるものと思料されるため、ひもとは</p>	<p>・制定文については、消費生活用製品安全法等に基づく子供用特定製品への乳幼児用ベッドガード及びベビーカーの指定等と、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の条項ずれへの対応であることから、用例を踏まえ、現状の規定としております。また、制定文における「消費者生活製品安全法（・・・）及び消費生活用製品安全法施行令（・・・）の規定に基づき」との規定については、今回の改正が特定製品にかかる区分の追加等を行っていることから、用例を踏まえ、現状の規定をしております。</p> <p>・本項目の趣旨としては、乳幼児の衣服の一部が製品に引っ掛かるようなことがないように、そういった構造の排除を求めています。引っ掛かるものは必ずしも「ひも」と限定できないため、「ひも等」と規定しております。</p>

	<p>別途構造上配慮すべき衣服の部分が特に無いのであれば、単に「・・・衣服のひもが引つ掛かりにくい構造・・・」で規定としては十分と思われる。他方で、構造上配慮すべきものがあるのであれば、それは明示的に規定すべきと考える。</p>	
2	<p>附則について、条項建てとしない場合に各号のインデントは1字空けないのが正しいのではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、修正いたします。</p>
3	<p>国内で事故が発生しており、海外では規制対象となっているような乳幼児製品を消安法の特定製品（あるいは特別特定製品）として指定し規制を行っていくことは、事故を未然に防止する観点で大きな前進と考えております。</p> <p>その際、欧米の安全基準、ISO 基準との整合性を追求することは、安全規制内容に国際的な首尾一貫性を確保する観点で望ましいことです。それと同時に、日本国内で選択される製品と、その使用にともなう事故の実情を踏まえ、欧米とは異なるリスクがあればそれに対応することが求められます。</p>	<p>子供用特定製品の指定においては、子供の製品事故を未然に防止する観点から、2025年9月30日に開催した消費経済審議会製品安全部会及び産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会合同会議の資料1の27ページにて提示した4要件を勘案しつつ、制度の検討を行っていくこととしています。</p> <p>https://www.meti.go.jp/shingikai/shokeishin/seihin_anzen/pdf/024_01_00.pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> ①子供用の製品であること ②事故の態様等を踏まえ、安全性の確保が必要と認められる製品であること ③子供用特定製品に指定することにより、危害防止の効果が認められること ④海外で規制の対象とされている等、規制の必要性が認められること
4	<p>別表第1. 15. ベビーカー 4. 折りたたむことができる構造を有するものにあつては、開閉が容易で、展開時に意図しない解除のおそれがないこと。</p> <p>【意見内容】 新設された本項目について、「折りたたみことができる構造を有するものにあつては、[持ち運びや公共交通機関での移動等、使用者が必</p>	<p>技術基準の規定は、使用者のいかなる行動にも関わらず、製品が適合すべき技術的な要件を定めたものです。御指摘の趣旨も踏まえ、必要な制度の周知・広報を行ってまいります。</p>

	<p>然的に行う行動を踏まえ、]開閉が容易で、展開時に意図しない解除のおそれがないこと」の[]部分の追記を求めます。</p> <p>【理由】</p> <p>事故情報データシステムにおいて、「ベビーカー 車輪」で検索すると43件がヒット。「乳母車 折り畳み 破損」では275件がヒットしました。折りたたみ構造のベビーカーなどには、移動時に不安定になるものがあり、利用実態を踏まえた行動予測型の安全配慮表示が必要です。折りたたみ構造や車輪部に起因する事故が一定数発生していることを踏まえ、「使用者が必然的に行う行動においても安全性を確保できる構造とする視点」を追記周知してください。</p> <p>例えば、片手で折りたたむ・多くの荷物を持ち運ぶ・電車に乗る・階段を上るなど、共働きで子育てをするユーザーの行動パターンの変化に対し、従来の「女性が持ち運ぶ」前提の設計思想や規制が追いついていません。日本の国内の民間団体において海外での実験も参考にした高い安全規格を目指していると聞きますが、安全な製品作りを目指してくれる日本製品への信頼感醸成のためにも、使用者が必然的に行ってしまう行動を考慮した設計・注意喚起表示を求めます。</p>	
5	<ul style="list-style-type: none"> ・電動式ベビーカーにおいても、今回改正された技術基準を満たす必要がある、と考えて間違いございませんでしょうか ・ベビーカーのオプション品・付属品については、法規制の対象外と考えて間違いございませんでしょうか 	<ul style="list-style-type: none"> ・電動アシスト付ベビーカーについて、通常のベビーカーが有する機能については、技術基準に適合する必要があります。 ・別表第一「15. ベビーカー」に規定のとおり、「乳幼児の手の届く範囲の接続部品及び付属品は、窒息のおそれがない大きさであること」等としており、オプション品・付属品を取り付けて使用することを想定してベビーカー本体が設計されているものについては、本体及びオプション品・付属品について技術基準適合が必要です。その他の場合においても、ベビーカーのオプション品・付属品については、ベビーカーに取り付けられることを想定し、子供が被害に合う製品事故を未然防止するという法の

	<p>・ベビーベッドと同様に、法規制への対応期間（猶予期間）は長めに確保頂ける予定でしょうか</p>	<p>趣旨を鑑み適切に御対応をお願いします。</p> <p>・経過措置期間については、乳幼児用ベッドガードについては施行の日から1年間、ベビーカーについては施行の日から2年間となります。</p>
--	--	---